**訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について**

**「厚生労働大臣が定める回数」以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置付けているケアプランの届出について（通知）**

　このことについて、制度改正により平成３０年１０月から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合には、介護支援専門員は当該ケアプランを保険者である市町村に届け出ることが義務化されました。

　市におきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第１３条第１８号の２の規定に基づき、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

　なお、本改正は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から利用者にとってより良いサービスとすることを目的としており、サービス利用を制限するものではありません。

**１．厚生労働大臣が定める回数（1か月あたり）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

**２．届出が必要なケアプラン**

　平成３０年１０月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をしたケアプランに、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたもの。

　※身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

**３．提出書類**

1. 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出票(市様式)
2. 課題分析(アセスメント)シート写し　1部
3. 居宅介護サービス計画書「第１表」～「第４表」の写し　1部
4. 訪問介護計画書の写し　1部(事業所ごと)

＜提出に関する注意事項＞

※居宅サービス計画書「第１表」は、利用者へ交付し署名があるもの。

※訪問介護計画書の写しは、指定居宅介護支援事業所(介護支援専門員)が訪問介護事業所から提供を受けたもの。

**４．提出期限**

　当該ケアプランを作成・変更した月の翌月末まで

　＜例＞１０月（１１月サービス提供分）に作成したもの→１１月末日までに届出が必要

**５．提出されたケアプランの取扱について**

　市において内容確認を行います。必要に応じて面談等での聴き取りを行う事があります。給付実績により届出が未届であることを確認した場合は、上記提出書類の他に、理由書等の提出を求めます。